## 仙台地方裁判所委員会(第2回)議事概要

- 1 開催日時
  - 2月23日(月)午後1時30分~午後3時40分
- 2 場所

仙台地方裁判所第5会議室

- 3 出席者
  - (委員)阿部友康,阿部宮子,伊藤紘基,大村昌枝,長田洋子,倉持清子, 黒澤 淳,小林伸一,佐藤孝明,鈴木忠夫,須藤 力,千葉勝郎, 中村光伸,原 征明,森田直子(五十音順,敬称略)
  - (庶 務)品川総務課長,石山総務課課長補佐
  - (説明者)鎌田事務局長,佐藤民事首席書記官,川合刑事首席書記官,

菅本検察審査会事務局長,菊池事務局次長,阿部人事課長

- 4 議事( 委員長, 委員, 説明者)
  - (1)前回意見が出されたものに対する検討

委員から頂戴した意見に対する検討結果等については,委員会通信「杜の風」 に掲載したとおりである。

補足として,御意見のあった管内を含む各裁判所の案内図については,印刷の予算措置をして,各所に配布し,利用者の便に供する予定である。裁判の費用額についても,広報的に提示できないか検討中である。

学生がマルチ商法等にひっかかることが多いので,大学,短大,専門学校に もパンフレット類を配布することも検討していただきたい。

悪徳商法等に関する啓発のパンフレットは,消費者センターから各大学の学 生相談室に送付している。

銀行の窓口に置くのはいかがか。最近は、「おれおれ詐欺」にご注意ということで、注意をしてくれている。

銀行の窓口では,カウンターの上,スタンドは既に満杯状況にある。本部には法律相談を受ける部署があるので,そこに備えることも考えられる。

現在のパンフレット配布先に対しアンケートの依頼をし,その結果を基にニーズを把握し,どのような配布,どのようなパンフレットが必要なのかを鋭意検討中である。

## (2)意見交換

テーマ「国民の司法参加について」

・調停(委員)制度・・・民事首席書記官説明

調停事件の中でも,大半が特定調停事件であり,平成12年から始まった制度であるが,年を追う毎に,増加している。この特定調停は多重債務者の救済

ということであり、特に金融機関OBの方に多く調停委員になっていただいている。

多重債務者は、破産にするか調停にするか判断ができない人が多い。裁判所において、あなたはこうした方がいいですよ、というようにアドバイスをしてくれる窓口はないのか。裁判所が近寄りがたいというのは、その辺に根っこがあるのではないか。

裁判所では,総合窓口は簡易裁判所の受付ということになっている。ただ,裁判所では,あなたはこの手続がいいですよ,というように勧めることはできない。あくまでも選ぶのは本人である。簡裁の窓口で,自分が調停で良いと判断すれば,そのまま簡裁の調停に,破産しかないと判断すれば破産係に行ってもらうということになる。

多重債務者の処理の仕方として,自己破産と個人再生があると聞いているが, その仕分けはどのように考えるのか。

どの制度を利用するかについては、その人の仕事、収入、債務額、ローン額等の事情を勘案して決められるので、抽象的にどのように仕分けをするかについては答えにくい。個人再生は、要件の縛りが多く、専門家の弁護士に助力を得る必要があると思う。

多重債務者の処理については、破産もしくは個人再生があるが、それ以外に 親族からお金を工面して、金額を下げてくれるように業者に交渉する方法があ る。その中で分割で返済する一つのパターンとして特定調停の制度を利用して、 利息制限法に引き直して交渉するという方法がある。

調停委員の確保については、本庁はともかく、支部においての確保が困難な 状況にある。

確保は,いろいろな団体に推薦を依頼する。いい方がいれば直接交渉もする。 公募の話も出たり消えたりしているが,公募でいい人材が集まるかという問題 もある。

比較的時間に余裕のある方でないとなかなか調停委員を引き受けていただけない事情があるので,現在,調停委員の平均年齢が60歳くらい,60歳から70歳が多い状況にあり,有能な方で時間もあるという方の確保は難しい。調停の成立はどの程度か。

全国の調停事件総数が39万余り,そのうちの50%が17条決定で終局, 20%が成立,20%が取下げ,不成立が3%,あとはその他ということになる。

17条決定とは,債権者が不出頭の場合,調停委員会が電話等で債権者に交 渉をし,どうしても合意が得られない場合に,民事調停法17条で調停に代わ る決定を出すという手続である。要するに当事者から事情を聞いて,調停委員 会が妥当と思う線を条項で決める。調停成立と実質的には同様の効果を持つということで、それを含めるとほとんど成立してしている。

・司法委員制度・・・民事首席書記官説明

司法委員と調停委員が同時に任命されることもあり得る。調停委員として調停 事件の処理をしてもらうこともあるし,司法委員として訴訟事件を受けてもらう こともある。

・検察審査会制度・・・仙台検察審査会事務局長説明

検察審査員は調停委員,司法委員と違い,選ぶのは抽選となっている。3か月 に1回,裁判所,検察庁,市の職員が集まって厳正な抽選を行って選んでいる。

審査員が集まらなくて会議が開けないという記事が新聞にあったが,補充員がいるわけなので,この人を引き上げて運営することはできないのか。

補充員は審査員が欠けた場合に、代わって審査員になってもらう制度であるが、 その補充員の出席も確保できない状況になっている。

将来,裁判員制度になると,裁判自体が成り立つかという問題になり,それが 被告人の問題にはね返ってくるという,より深刻な問題となる。

国民の周知度が低いという統計があり、そのため、パンフレット類の市町村、 選挙管理委員会への配布、ビデオの貸出し、職員の講演等行っているが、なかな か浸透していないというのが実情である。

くじで選ぶとなると,いろいろなレベル,人格の方がいるので,若干無理な制度かなと思う。自薦,他薦等の制度に変える必要があるのではないか。

アメリカの陪審員制度の運用が問題視されており,陪審員になる人が偏ってしまう,その陪審員の判断の公正さも疑われる自体も生じている。安易になりたいという人になってもらうのも問題がある。

広く国民に参加してもらうということであれば、広報だけではなかなか難しい と思われる。低学年のうちから、教育の中できちんと教えていく必要がある。

法務省と文部科学省の間では、司法教育をすることについての協議を進めており、小学校、中学校、高校レベルでの教育を進めることの合意はなされていると聞いている。どのような内容で、どのような手順で進めるかということが、今の議論の対象になっているというのが実情である。

・外国人事件の現状・・・刑事首席書記官説明 ( 続行 )

## (3)次回期日等

次回期日 6月末か7月初旬 事務局において調整する。

(場所)仙台地方裁判所第5会議室

(予定)次回テーマ「簡易裁判所の窓口の充実」